タブレット活用のルール（小学生用）

西原町教育委員会

みなさんが、これからの未来で自分の力を出して、さまざまな場で活動していくためには、タブレットを上手に使いこなしていくことが大切です。みなさんの学習に役立てるために、そして一人一人の目標や未来の夢の実現のために、以下のルールを守り、タブレットを積極的に使ってください。

１　タブレットを使う目的

・貸し出すタブレットは、学校での学習や活動、家庭学習のために使います。

２　タブレットについて

・タブレットは西原町から貸し出されているものです。
・アカウント名やパスワードは自分で管理してください。他人には教えません。
・学年が上がるときは、そのまま同じタブレットを使います。
・タブレットはできるかぎり大切に使ってください。それでもこわれてしまったり、なくしてしまったりしたら、先生にすぐに知らせてください。

３　学校で使う場合

・学校では先生の指示がある場所で使います。
・先生の指示で、充電保管庫から取り出したり、保管したりしてください。

４　家庭で使う場合

・　持ち帰るときは十分気をつけましょう。
・　学校に持ってくるときは、ＵＳＢケーブルなどで十分に充電してください。
・　家庭では、家の人の目の届くところに置いておき、時間を決めて使いましょう。

５　健康のために

・　タブレットを使うときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
・　３０分に一度は休憩するなどして、ときどき目を休ませます。

６　安全に使うために

・　フィルタリングがかかっていますが、学習に関係ないウェブサイトを見たり、書き込みをしたりしません。インターネットを見た記録が残りますので、きまりを守って利用します。
・　インターネットであやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生や家の人に知らせます 。
・　自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）は教えたり、書き込んだりしません。
・　相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることはしません。
・　写真撮影や、音や映像を録音・録画する時は、相手の許可を取ります。

７　こわれたかな？と思ったら

・　学校で、タブレットやインターネットが使えなくなったら、すぐに先生に知らせます。
・　家庭でこわれたり、おかしくなったりしたときは、家の人に知らせましょう。

８　きまりが守れないときは

・「タブレット活用のルール」が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。